

# 朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和6年6月3日

選挙管理委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開催日時	令和6年6月3日（月） 午前10時00分から 午前10時22分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

## 朝霞市選挙管理委員会定例会

令和6年6月3日（月）  
午前10時00分から  
午前10時22分まで  
朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題 選挙人名簿関係
  - 議案第5号 選挙人名簿に登録する者について
  - 議案第6号 選挙人名簿から抹消することについて
  - 在外選挙人関係
    - 議案第7号 在外選挙人名簿に登録する者について
    - 議案第8号 在外選挙人名簿から抹消することについて
  - 選挙管理委員会規程関係
    - 議案第9号 朝霞市投票所・開票所秩序保持方針を定めることについて
- 5 その他
- 6 閉会

---

出席委員（４人）

委員 長	細 田 昭 司
委員長職務代理	加 藤 洋 子
委員	金 子 智恵子
委員	藤 井 尚 夫

---

事務局（４人）

事務局 選挙管理委員会事務局長	神 頭 勇
事務局 選挙管理委員会事務局次長	高 橋 陸 至
事務局 選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真
事務局 選挙管理委員会事務局選挙係主査	三 井 正 規

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第５号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第６号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和６年６月１日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第７号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 議案第８号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数
- ・ 議案第９号 朝霞市投票所・開票所秩序保持方針を定めることについて
- ・ 別紙 朝霞市投票所・開票所秩序保持方針（案）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。朝霞市選挙管理委員の改選後初の委員会でございます。慎重なご審議をお願いしたいと存じます。それでは日程に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、金子委員、お願いいたします。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第5号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第6号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。「議案第5号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第6号 選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

○事務局・三井主査

議案第5号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。令和6年6月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、935人。女、876人。計、1,811人でございます。

続きまして、議案第6号を御説明申し上げます。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。令和6年6月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、856人。女、756人。計、1,612人でございます。

1枚おめくりください。

資料「令和6年6月1日定時登録概要」について御説明申し上げます。

1番の登録につきましては、先ほどの議案第5号の内容でございまして、転入が令和5年12月2日から令和6年3月1日までの方。年齢要件につきましては、平成18年3月3日から平成18年6月2日までに生まれた方が該当となっております。

続きまして2番の抹消につきましては、議案第6号の内容でございまして。

転出につきましては、令和5年11月1日から令和6年1月31日まで。死亡につきましては、令和6年3月2日から令和6年6月1日まででございます。3番の市内転居につきましては、令和6年5月22日までを処理させていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。

次に裏面を御覧ください。今回の定時登録によりまして、男が、5万9,529人。女が、5万9,207人。合計としまして、11万8,736人でございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

初めに、議案第5号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり承認されました。

#### ◎4 議題 在外選挙人関係

議案第7号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

##### ○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第7号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第8号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

直ちに提案理由の説明をお願いいたします。三井主査。

##### ○事務局・三井主査

議案第7号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年6月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人。計、1人でございます。1枚おめくりください。

今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第8号を御説明申し上げます。

在外選挙人名簿から抹消することについて。

公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。令和6年6月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人。計、1人でございます。今回の対象者を載せてございます。

次のページをご覧ください、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、49人、女、54人、計、103人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

議案第7号につきまして何か御質疑ございますか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 選挙管理委員会規程関係

議案第9号 朝霞市投票所・開票所秩序保持方針を定めることについて

次に、選挙管理委員会規程関係でございます。

「議案第9号 朝霞市投票所・開票所秩序保持方針を定めることについて」を議題といたします。直ちに提案理由の説明をお願いいたします。佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第9号を御説明申し上げます。

朝霞市投票所・開票所秩序保持方針を定めることについて。

朝霞市投票所・開票所秩序保持方針を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年6月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。朝霞市投票所・開票所秩序保持方針(案)を載せてございます。公職選挙法では投票所と開票所の静穏を保つことと定められておりますが、細かい規定はございません。それで各市では、このような方針を定めているところが多くなってきております。昨今では投票所や開票所で参観を望む方や投票する方がYouTube等の動画配信をすることがございます。

その一方で秩序維持ということがございまして、例えば投票することにおいては、個人の思想の秘密がございまして、そういった観点から、多くの自治体でこのような方針を定めてございます。それに伴いまして、朝霞市でも、そういう問い合わせもございまして、ここに方針を定めていただくというご提案でございます。具体的には1のところでは、(1)投票所においては、けん騒にわたるなど、その秩序をみだす行為をしてはならない、(2)撮影、録音及び通話の禁止ということで、投票管理者が認めた報道機関等を除き、撮影や録音はできないということになってございます。それから(3)では投票立会人に対してのマナーでございまして、立会人も公募した方をお願いすることもございまして、このように定めているものでございます。2番、

開票所に関する事項ですが、基本的には1番の投票所に関する事項と同じで、秩序をみだしてはならないということとか、撮影、録音の禁止、それから裏面でございますが、開票立会人に関する事項でございます。例えばどなたかの票がどのくらい入っているとか、そういう計算をして、開票時間が遅くなるようにしてはならない等を定めてございます。3番のところでは秩序保持のための処分等を定めておりまして、秩序保持の方針に、投票管理者ないしは開票管理者の命令に従わない場合は、警察官への処分請求を行うことが定められております。以上になります。

○細田委員長

これは可決された場合は公式のSNS等には掲載されますか。

○事務局・佐藤係長

はい。今回議決いただいて、可決した場合には市ホームページに掲載したいと考えております。また投票所、開票所にはこの方針を備え置きまして、従わない者がいたら、こちらを見せて、注意をします。その注意に従わない場合は、裏面の(3)でございますが、秩序保持が難しいときには、場合によっては警察官への処分請求を行うことを考えております。

○細田委員長

最終的に決定するのは開票管理者ですか。

○事務局・佐藤係長

はい。委員長がおっしゃるとおりでございます。

○藤井委員

期日前投票所にも掲示しておくわけですね。具体的に要望があるというような説明があったんだけど、そういう事例が事務局にありましたか。

○事務局・佐藤係長

撮影させてほしいとかの要望はございます。ただし、投票の秘密がありますので、例えば投票所ですと自身が投票しているだけではなく、誰が来ているか等も分かっけてしまいますので、またスマートフォンなどで写真を撮って、隠されてしまうと、撮った写真と違う写真を提示されても、こちらでは確認のしようがございませんので、お断わりしているのですが、こっそり撮ったり、胸ポケット等に録音機を仕込まれていた場合にも分かりませんので、選挙人のこのような行

為が明らかになったときは、こういった方針を示すことによって注意できること。注意に従わない場合は、特に開票所では警察官が臨席しておりますので、投票管理者から処分を要求するといえるようになるということです。

○藤井委員

開票所はそれができるよね。警察官が立ち合いにいるから。投票所にはいないじゃない。

○事務局・佐藤係長

投票所については、朝霞警察には事前をお願いしておりますので、期日前投票所にしろ、当日投票所にしろ、常駐しているわけではございませんが、巡回をさせていただいております。また、何かありましたら、110番するようにと刑事課には言われておりますので、そのときにはこの方針に基づいて、警察官にお願いしやすくなるということでございます。

○藤井委員

6年間、期日前投票所管理者をやっていて、スマホを出して相談しているとういことが1件だけあったんだよね。それはやめてくださいって言って、やめてもらったんだけど、年配の人を連れてきて、誰に入れていいのか分からなくなっちゃって、(もう一人が)この人に入れてくれるというようなやり取りをしていたんだよね。その時は注意して済んだんだけど、今後は事前に持ち出した段階でやめてくださいって、この方針があればできると思う。紙で持ってくる方もいらっしゃるんだよね。書いてくださいって、おじいちゃん、おばあちゃんに。

○事務局・佐藤係長

お話が二つございまして、今ここでお話しているのは録音と撮影のことでございます。スマートフォン、選挙公報、メモ書きを見ることは別のお話でございまして、それはご本人が、例えば、選挙公報をご覧になりながら、投票することは何ら問題ございません。

○藤井委員

それは分かっています。

○事務局・佐藤係長

ただ、何らかの紙、スマートフォン、選挙公報をご覧になりながら、他人と相談することはできません。スマートフォンを持ち出したから、直ちにダメなのではなくて、撮影すること、録音

することが問題であって、ご自身がスマートフォンで市ホームページに掲載している、もしくは県のホームページに掲載されている選挙公報等をご覧になるのは一向に問題ございません。それを投票所内で相談することが問題でございます。撮影、録音している場合にはシャッター音等がしますので、そういう音がすれば注意するというところでございますので、スマートフォン等を全て持ち込んではいけないということではなくて、撮影と録音ができない、また、ご覧になっている資料を基にご本人が判断する分には問題ございませんが、投票所内で他の方と相談する、もしくはこの人に入れてください等をするにはできないということでございます。

○藤井委員

分かりました。

○細田委員長

それから一つお願いなのですが、この方針を立候補予定者説明会等でお話することはできますか。

○事務局・佐藤係長

開票の際には各候補者から開票立会人の申込がございます。10人を超えたときにはくじ引きをして決定します。12月の時も選挙管理委員の皆様にくじ引きをしていただきました。開票立会人になられる方には、この方針を定めた後、資料としてお渡しします。そうすると事前にこちらとしては告知しているということになります。

○細田委員長

立候補予定者説明会ではどうですか。この説明はしていただけますか。

○事務局・佐藤係長

こちらについては、立候補している方だけではなくて、すべての選挙人の方が対象となりますので、事前審査の時に資料としてお渡しするような形でよろしければ可能かと思えます。必ずしも立候補している方が対象というわけではなくて、選挙人名簿に登録されている方全てが対象でございますので。

○細田委員長

分かりました。リーフレットとか、要約でもよいですから、受付の際にお渡しするようにお願い

いします。他に何かございますか。よろしいですか。

これより採決いたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり承認されました。

---

◎5 その他

○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

委員の方から何かございますか。

事務局はございますか。

○事務局・高橋局次長

5月23日の選挙管理委員会定例会におきまして、ご報告いたしました、令和5年12月3日執行の朝霞市議会議員一般選挙におきまして、選挙運動費用収支報告書2回目の提出が遅れている候補者につきましては、先週、催告書をご自宅に差置き送達したところでございます。

その結果、先方の方から連絡がございまして、明日6月4日に来所するとのことでございますのでご報告申し上げます。以上でございます。

---

◎6 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

---

委員

---